

【想定出題趣旨速報】

2025 年度中央大学ロー入試 下 3 法

作成：The Law School Times 編集部

【商法】

(1) について

株式会社の代表取締役の代表権について問われている。

代表取締役は株式会社を代表し（349 条 1 項）、一切の裁判上及び裁判外の業務をする権限を有する（同条 4 項）。よって、代表取締役 A の借入は原則として有効である。まずは、上記のような原則的法律関係を明示することが求められよう。

その上で、P 社は内部規約によって A の権限に、取締役会の承認を要する旨の制限を加えていたため、A の借入は権限外の行為となり、無効ではないかが問題となる。そこで、Q 銀行が同条 5 項の「善意の第三者」に該当するか適切に論じる必要がある。問題文では、具体的事実が乏しいため、上記のロジックを適切に説明できていれば、(1) については十分高得点が期待できよう。

(2) について

A、B、C について会社に対する損害賠償責任として、423 条 1 項の責任を負うかが問題となる。

正面から問われているのは、任務懈怠の有無である。まずは任務懈怠の定義を明示してから、各々の行為につきどれが問題となるのか論じていく。

A については、自己のために借入金を費消した行為を正面から捉えればよい。

B については、A の費消につき任務懈怠責任を負わないものの、そもそも権限外の借入を放置したことについては監督義務違反となる。尤も、この任務懈怠が損害との因果関係を有するか、説得的に論ずる必要がある。素直に捉えれば、借入金を個人的に費消することは、借り入れ行為の放置との因果関係を認めるは困難であろうが、A が取締役会決議をせず借入したという行為の不審性を重視するのであれば、因果関係を認めることも不可能ではない。

C については、問題文上任務懈怠は認められないとするのが妥当である。

(3) について

任務懈怠行為が会社に損害を及ぼした場合、会社株主が設問 (2) の責任追及を会社

に代わりできるか、株主代表訴訟について問題となる。

本問では、株主代表訴訟の基本的条文構造を説明し、その後株主代表訴訟の要件を満たすか説明できれば足りる。

以上

【民事訴訟法】

設問 (1)

143条の要件を淡々と全て検討することが求められている。特に、解釈に学説上の争いのある「請求の基礎の同一性」の解釈適用については、三段論法をすると良いと考えられる。

必ずしも典型とは言えない条文操作について問われているため、全要件を検討することは容易でないとしても、条文の文言を引用して当てはめる姿勢を示すことが重要である。

設問 (2)

二重起訴禁止について、明示の有無に伴って訴訟物が異なることに留意しつつ、丁寧に当てはめることが求められる。これは典型論点であるため、正確な論証と丁寧な当てはめが求められる。

以上

【刑事訴訟法】

下線部①の捜査では、令状の呈示時期が主に問われている。捜索そのものに、着手する前に呈示されているものの、立ち入り行為後に行われている。そこで、立ち入り行為が付随的措置ないし「必要な処分」（222条1項、111条）に当たるのを前提に、それが行われる前に令状呈示がなされていない点が問題となる。結論としては、どちらでもよいと思われるが事実を適切に引用・評価することが求められている。

下線部②の捜査では、場所に対する令状で、場所上の物を捜索する事の可否及びその要件、が主として問われている。典型論点であることから十分な論証をすることが求められている。また、物が搬入されるのを待って捜索していると評価できる事案であることから、令状執行着手後の搬入物の捜索の可否についての本質的な理解に基づき、その論証を応用して論じることができると望ましい。

以上